

電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方

検討事項ごとの論点(案)

令和7年6月30日

検討事項

- 令和7年改正後の電気通信事業法（以下「令和7年改正法」という。）を確実に施行し、運用するため、総務省令等の下位法令の整備に向けた検討を行う。

認定基準の追加関係

（第50条の4第2号関係）

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めることとするか。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって典型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から排除すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

卸元事業者への義務付け関係

（第50条の7関係）

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、

4. 役務の継続性があると認められる要件

卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。

6. 確認義務の履行方法

上記①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

その他

7. その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

●改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ～ハ（略）

二 申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請に係る利用者設備識別番号が**電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号**に該当する場合には、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。

ロ 申請をした者が、**その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。**

（卸電気通信役務を提供する際の確認義務）

第五十条の七 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号（第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、**総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合**又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあつては、第一号に該当すること）の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ ロに掲げる者以外の電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。

ロ 第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者 当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。

二 当該相手方が、**総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つていることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。**

検討事項ごとの論点（案）

- **認定基準の追加関係**
- 卸元事業者への義務付け関係
- その他

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。

<論点（案）>

- 令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。当該基準が適用される電気通信番号の種別については、電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めることとしている。
- なお、この総務省令で定める電気通信番号の種別は、後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなる。
- 「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日。以下「令和6年答申」という。）では、事業者を求める取組（卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を取得していることの確認）の対象となる電気通信番号の種別について、「特殊詐欺への悪用が一定数存在する固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当である。」とされている。
- 令和6年答申以降も、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性でよいか。

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

(参考) 「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申(令和6年11月11日)

3. 対策の方向性

3. 4 事業者の取組について

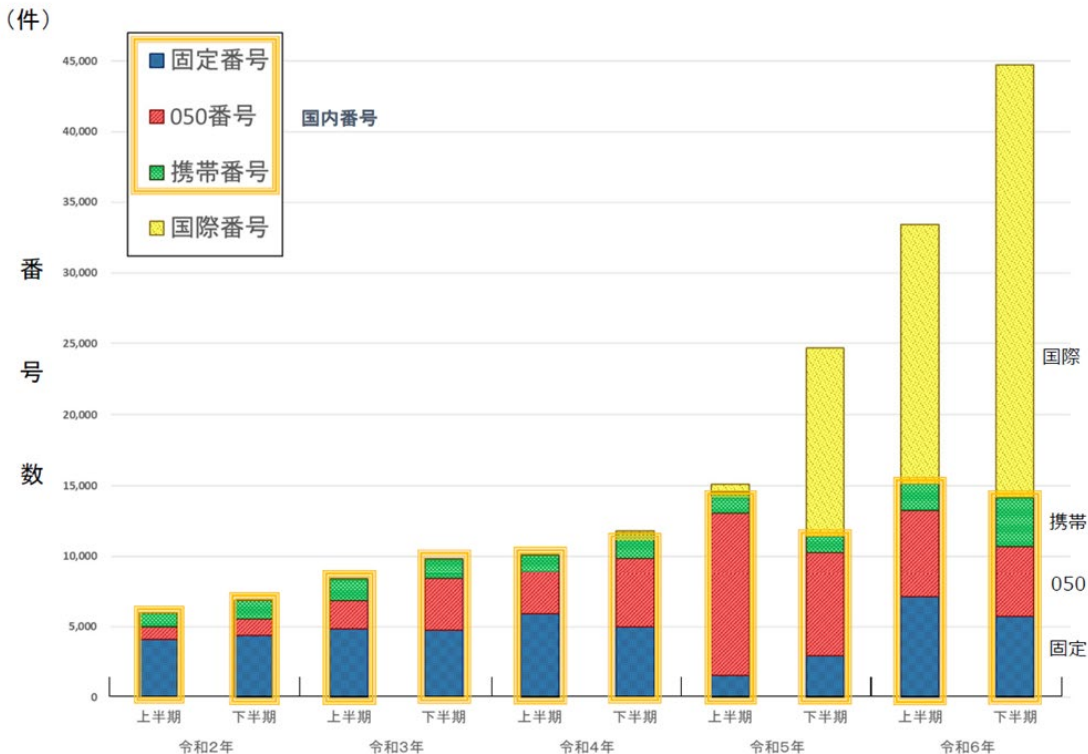
(1) 事業者の取組に求める方向性

欠格事由の見直しによって、制度上、電気通信番号の特殊詐欺の犯罪への利用を排除し、電気通信番号の適正な管理が一定程度可能となるが、限界はあると考えられる。このため、実態として悪質事業者に電気通信番号を特殊詐欺の犯罪に使わせないようにすることが、電気通信番号の有効利用を図る上で重要である。

一般的な特殊詐欺の実態として、特殊詐欺に関与する事業者は、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信番号の提供も受けている。これを踏まえ、事業者が他の事業者に電気通信番号を提供しようとする際に、何らかの取組を講じるよう義務づけることによって、特殊詐欺に関与する悪質事業者に電気通信番号を流通させないことにすることが有効である。

取組の対象とすべき電気通信番号は、合理性、必要性の観点から、特殊詐欺に利用されているエビデンスのある種別とすることが適当である。具体的には、特殊詐欺への悪用が一定数存在する固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当である。

(参考) 特殊詐欺に犯行利用された番号種別の推移



出典：資料39-3(警察庁資料)

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、**認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めることとするか。**

<論点（案）>

- 令和7年改正法において、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。
- 総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、**これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査する**ことが考えられるか。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって典型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から排除すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

<論点（案）>

- 令和7年改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とする一方で、窃盗罪については、電気通信番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない軽微な万引き等も含まれることから、一律に欠格事由として規定するのではなく、申請者の認定基準として、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないこと」を審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否しうることとしている。
- このような立法趣旨に鑑み、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」としては、まずは、いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を省令で規定ことが考えられるのではないか。
- その他、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」として省令に規定することが考えられるか。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

(参考) 特殊詐欺等の検挙件数の推移

罪名等		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特殊詐欺	検挙件数 (件)	7,424	6,600	6,640	7,212	6,576
	検挙人数 (人)	2,621	2,374	2,458	2,455	2,274
詐欺・電子計算機使用詐欺	検挙件数 (件)	4,833	4,639	4,507	5,296	5,107
	検挙人数 (人)	1,907	1,777	1,915	1,962	1,901
窃盗	検挙件数 (件)	2,591	1,961	2,133	1,916	1,469
	検挙人数 (人)	714	597	543	493	373
組織的犯罪処罰法違反	検挙件数 (件)	147	124	137	356	692
	検挙人数 (人)	22	29	18	127	254

※ 詐欺・電子計算機使用詐欺：オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺

窃盗：キャッシュカード詐欺盗

出典：特殊詐欺の認知・検挙状況等について（令和6年1月～12月）（警察庁）

検討事項ごとの論点（案）

- 認定基準の追加関係
- **卸元事業者への義務付け関係**
- その他

4. 役務の継続性があると認められる基準

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、**卸先事業者の役務継続性があると見込まれる要件をどのように定めるべきか。**

<論点（案）>

- 令和7年改正法において、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。
 - a. **電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること**
 - b. **役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと**

（事業継続期間）

- 令和6年答申においては、「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合」が、役務継続可能性のひとつの基準とされている。このような過去の議論を踏まえ、**総務省令で定める事業継続期間としては「6ヶ月」とする**方向性でよいか。

（その他の要件）

- その他の役務継続性があると見込まれる要件について、まず、令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定の基準として、申請者の役務継続性を確認することとしたことから、
 - **令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合**については、その事実を確認することをもって、役務継続性の確認としてよいのではないか。
- また、新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合としては、例えば、
 - **既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合**
 - **役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合**が考えられるではないか。
- その他にも事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件があるか。

4. 役務の継続性があると認められる基準

(参考) 「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申(令和6年11月11日)

3. 対策の方向性

3. 4 事業者の取組について

(3) 電気通信番号提供数の制限

最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、特殊詐欺に使用された電気通信番号は一定の期間使用されないケースも多く、有限資源性の観点から問題である。

このため、そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

(略)

<構成員からの意見>

(略)

- 番号提供数の制限の例外として、真っ当なビジネスを行う事業者かどうかの判断に、例えば異業種であっても半年以上実績があること、国内外問わず上場企業であること、そのような企業が設立したグループ企業であること等が考えられないか。

(略)

以上のとおり、提供番号数の制限については、概ね賛成の意見が得られた一方で、善良な事業者にとって過度な規制とならないようにしてほしい、一律に制限をするのではなく例外規定を設けてほしい、例外規定は事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから明確な基準を定めてほしいなど、運用に関する意見があった。

これについて、番号提供数の制限は、継続的に事業を行わず、電気通信番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除することが目的であることに鑑みれば、そのようなリスクや蓋然性がない場合にまで、一律に制限を行う必要はないものと考えられる。

このため、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外として定めることが適当である。

その例外の基準については、

- 卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合
- 卸先事業者が法人である場合

を基本とすることが考えられるが、制限数も含めて具体的な内容は、例えば法人であれば例外としても問題はないのかという点も含めて、電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある。

また、その検討においては、例外が多く細かすぎると安定的な運用に支障が生じること、電気通信事業の発展の観点からは新規参入者への過度な規制は行うべきではないこと、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要がある。

制限する番号提供数については、事業者による取組を担保するため、省令で規定することとし、必要に応じて改正していくことが適当である。

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、**卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。**

<論点（案）>

- 令和6年答申では、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者を電気通信番号使用計画の認定から排除するため、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効」とされ、その制限の数については、「電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある」とされている。
- 警察庁資料（資料39-3）によると、**令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値は58.5**である。このような情報を踏まえ、**卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする**方向性でよいか。
- 中には利用停止の措置を受けた番号数が50番号以下のケースもあるが、同資料の注釈にあるように、これはあくまで当該事業者が契約する電話番号のうち利用停止の措置を受けたものの数であり、卸提供される番号数としては、もう少し大きな単位であると推察されるところ、50番号で一定の効果が得られると考えられるか。

6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、②卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、①、②の確認方法をどのように定めるべきか。

<論点（案）>

（①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無）

- 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定の受けていることについては、
 - 卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、当該事業者から認定証の提示を受けること
 - 卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けることによって確認をすることが考えられるか。
- なお、その場合、現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていないため、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要か。

（②卸先事業者の役務継続性の有無）

- 卸先事業者の役務継続性の有無の確認については、4.で検討する基準ごとに確認方法が変わる。
- 4.の論点（案）に記載した4つの基準については、それぞれ、
 - a.電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上であること：サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること
 - b.総務省から直接認定を受けていること：電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること
 - c.既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合：親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること
 - d.役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合：当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）の提示を受けること

によって確認することが考えられるか。

検討事項ごとの論点（案）

- 認定基準の追加関係
- 卸元事業者への義務付け関係
- その他

7. その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年法改正の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

<論点（案）>

- その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、**電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。**

例えば、令和7年改正法では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務付けられたところ、この取組が適切に講じられることを担保するため、**総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性が高まっている。**令和6年答申も踏まえ、**電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求める**ことが考えられる。

（参考）「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）

3. 対策の方向性

3. 4 認定基準の見直し

（1）考え方と方向性

現行制度では、認定基準を電気通信番号の使用の必要性・公平性・効率性の観点から定めている。

ここで、前述した事業者の取組の義務づけの新設を踏まえれば、その取組が適切に講じられることを認定基準に追加することが適当である。

また、認定後も認定事業者が当該取組を適切に講じていることを担保する必要がある。この確認を容易に行うため、例えば、**電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告で、みなし認定事業者も含む全ての事業者から電気通信番号を使用する役務の卸元事業者の報告を求める**ことが考えられる。具体的な方法については、総務省において検討を進めることが適当である。

今後の議論の進め方

関係事業者ヒアリング

検討を進めるに当たって、次回以降の会合で、各検討事項の論点（案）の内容について、関係事業者及び事業者団体からヒアリングを実施することとしてはどうか。

■ ヒアリング事項

認定基準の追加関係

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別
2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類
3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

卸元事業者への義務付け関係

4. 役務の継続性があると認められる基準
5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数
6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

その他

7. その他

■ ヒアリング対象事業者

- 固定電話番号等に係る認定を受けている事業者
- 事業者団体